

久喜市長の給与の減額に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

久喜市長 貴志 信智

久喜市条例第 25 号

久喜市長の給与の減額に関する条例

別紙のとおり

久喜市長の給与の減額に関する条例

令和8年9月1日から同年11月30日までの間においては、市長の給料月額
は、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例（平成22年久喜市条例第48
号）第3条の規定にかかわらず、同条第1号に定める月額から、当該額に100
分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

（久喜市長及び副市長の給与の減額に関する条例の廃止）

- 2 久喜市長及び副市長の給与の減額に関する条例（令和6年久喜市条例第32号）は、廃止する。